

生徒支援部方針内容項目

本資料は、令和 8 年度生徒支援部方針に基づき、本校の学校生活における基本的なルールや指導の考え方について、保護者の皆様にご理解いただくことを目的として作成したものです。三者面談等の機会にご家庭と学校で共通理解を図り、生徒一人ひとりの健全な成長を支えていきたいと考えております。

以下、提示している内容は、生徒支援部方針の記載順に沿ってまとめております。ご不明な点がございましたら、担任または生徒支援部までお問い合わせください。

1. 生徒支援部方針の基本理念

本校の生徒支援は、「早期発見・早期対応」「対話重視」「段階的支援」を柱としている。軽微な規則違反については、即時懲戒ではなく指導的関わりを重視し、規範意識と社会性の育成を図る。

2. step サポートの段階的運用（共通認識）

step サポートは、規則違反の回数管理を目的とするものではなく、生徒の行動変容を促すための支援プロセスである。複数違反があっても 1 日 1 カウントとし、過度な管理にならないよう配慮する。

次の内容については、step サポートの対象となります。

- ①服装違反 ②頭髪違反 ③身なり・装飾品 ④学校端末・携帯電話の使用 ⑤指導拒否 ⑥その他

1step	担任による指導・対話（1～14 回）
2step	生徒支援部による面談（15～19 回）
3step	教頭による指導（20～24 回）
4step	校長による指導（25～29 回）
30 回以降	管理職・関係職員で指導方針を協議

3. 服装・頭髪・身だしなみ指導の整理

服装・頭髪指導は、学校秩序の維持と学習環境の確保を目的として行う。軽微な違反は担任・教科担当による指導を基本とし、改善が見られない場合に段階的支援へ移行する。本校指定のジャージは防寒具で着用する。制服Ⅰ型のネクタイ、Ⅱ型のリボンは年間を通して着用する。

- ① パーマ・毛染め・エクステ（付け毛）・編込みウィッグ等はルール違反。

- ② 化粧（アイシャドウ・アイプチ・口紅・マニキュア・付けまつ毛等）はルール違反。
- ③ 装飾品等（ピアス・透明ピアス・ネックレス・指輪・ブレスレット等）はルール違反。
- ④ タトゥーはルール違反。

	I 型	II 型
夏服	指定のシャツ・ズボン・ネクタイ	指定のシャツ・スカート・リボン
	※シャツは長袖でも半袖でも可	※シャツは長袖でも半袖でも可
冬服	指定のシャツ・ズボン・ネクタイ	指定のシャツ・スカート・リボン
	指定のジャケット	指定のジャケット
	※シャツは長袖でも半袖でも可	※シャツは長袖でも半袖でも可

4. ICT 端末・携帯電話指導の考え方

学校端末および携帯電話は、教育活動上必要な場合に限定して使用を認める。（昼食時間の使用を認める）SNS 等による問題発生時は、校内対応にとどまらず保護者・外部機関と連携し、再発防止指導を行う。

5. 登校管理・欠席・早退対応

（1）登校時間確認のため事務室前の QR コードで入力する。8時50分以降の QR コード入力は、遅刻の可能性がある場合は入力せずに教室に向かう。交通事故、その他不可抗力で遅れたことが明らかな時は特別に配慮して遅刻扱いとしない。（交通安全担当に連絡して職員朝会で確認する。）

（2）早退について

① 正当な理由で早退する生徒は担任が「早退許可証」を作成し生徒に許可証を渡し早退させる。

（3）欠席について

① 欠席及び忌引きの際は保護者が学校に連絡をする。HR 担任は進路システムの欠席連絡項目を見て確認をする。

② 急を要する場合は保護者が HR 担任へ直接電話等で連絡し許可を受けることができる。

③ 病気又は怪我をして1週間以上欠席する場合は医師の診断書等の提出が必要である。

④始業時間までに入室できなかった生徒は遅刻となり、時間が始業から10分経過した生徒については欠課とする。

6. 交通安全・車両通学について

生徒の生命安全確保の観点から、車両通学・無断運転・同乗は懲戒指導対象とする。免許取得・教習所通学については必ず届け出をさせ、指導記録を残す。

- ① 車両通学は懲戒指導対象となる。全学年、定期的に免許取得調査を実施する（安全管理のため）
- ② 登下校、校時中、学級行事（校外）などの通学に関わる車両運転（同乗者含む）は懲戒指導対象となる。
- ③ 土日、祝日、長期休業等で通学に関わる車両運転（同乗者を含む）は懲戒指導対象となる。
- ④ 在学中は二輪車運転免許の取得は認めない。但し、保護者同意のもと免許取得した場合は届け出をする。
- ⑤ 自動車免許取得のために自動車教習所に通う場合は学校に届け出をする。
- ⑥ 運転免許取得後（二輪車・自動車）は学校に届け出をする。
- ⑦ 仮免・卒検・本免の受験日をそれぞれ1回限り出席扱いとする。但し、⑤・⑥の届け出がない場合は出席取扱いができない。（内規改定により令和5年度より実施）
- ⑧ 校内での自転車の乗り回しは指導対象となる。

7. 金銭賭博について（懲戒基準に沿う）

- ① 賭博をした生徒については懲戒指導対象とする。
- ② トランプ、花札、カード類の持ち込みを禁止する。（預かり指導を行い放課後、本人に返す）
 - （1）その他の懲戒指導の対象について（懲戒基準に沿う）
 - ① SNS等による個人の誹謗中傷（書き込み・画像・動画等）や嫌がらせについては懲戒指導対象者となる。
 - ② 盗難、カンニング、暴言、暴力、器物損害、反社会的行為等。

（2）携帯品について

①盗難にあわないように、各自で貴重品等の管理をしっかりとる。

②所持品はすべて記名し、不必要な貴重品、多額の金銭は学校に持ってこないこと。多額な金銭を持ってきた場合はHR担任に預ける。

8. 懲戒基準

本資料は、生徒支援部方針を全教職員が共通理解のもと実践することを前提としている。管理職においては、運用状況の点検と指導の妥当性確認を継続し、必要に応じて生徒支援部と協議のうえ改善を図る。

第8条							
①問題行動があった生徒の指導及び懲戒基準は次の通りとする。							
問題行動項目	問題行動内容	通算1回目	通算2回目	通算3回目	通算4回目	通算5回目	
(1)～(4)に相当する。 (1) 偽計業務妨害罪 (2) 軽犯罪 (3) 幫助 (4) 唆す	カンニング	訓告	停学5日間 土日祝日を除く	停学10日間 土日祝日を除く	停学15日間 土日祝日を除く	進退についての話し合い	
	喫煙同席・所持						
	飲酒同席・所持						
	通学による車両同乗及び違反						
未成年者喫煙禁止法にあたる	喫煙	停学5日間 土日祝日を除く	停学10日間 土日祝日を除く	停学15日間 土日祝日を除く	進退についての話し合い		
未成年者飲酒禁止法にあたる	飲酒						
交通法違反に相当する	通学による車両運転及び違反						
反社会的行為に相当する (1) 名誉毀損罪 (2) 侮辱罪 (3) 脅迫罪 (4) 信用毀損及び業務妨害罪 (5) 偽計業務妨害罪 (6) 威力業務妨害罪 (7) いじめ防止対策推進法上の「いじめ」 (8) 民事上の損害賠償責任が成立する「いじめ」 (9) 犯罪に該当する「いじめ」 (10) 覚せい剤取締法 (11) 大麻取締法 (12) あへん法 (13) 麻薬および向精神薬取締法 (14) 傷害罪 (15) 暴行罪 (16) 傷害致死罪 (17) 器物損壊罪 (18) 公務執行妨害罪 (19) 賭博罪 (20) 窃盗罪 (21) その他等に相当する	SNSでの問題行為	停学5日間 土日祝日を除く	停学10日間 土日祝日を除く	停学15日間 土日祝日を除く	進退についての話し合い		
	いじめ						
	暴力行為						
	薬物乱用等						
	賭博						
	窃盗						
	その他問題行動						※(7)のいじめ防止対策、推進法上の「いじめ」、いわゆる学校でのいじめに関する指導内容としては、その重大性や状況によって指導方法は異なります。

※上表の懲戒基準（過去の事例も照らし合す）とするが、問題行動の内容によっては職員会議に諮り指導内容が変わることもある。さらに、重大な問題を起こした場合は回数に関係なく校長の判断のもと進退を問う場合がある。